

ID: 1210

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 処分の概要 | 専用水道の給水開始前の水質検査及び施設検査 |
| 法令名 根拠条項 | 水道法 第34条において準用する第13条第1項 |
| 法令番号 | 昭和32年法律第177号 |

【基準】

法第48条の2第1項の規定により読替えた第34条第1項において準用する第13条の規定による。
(給水開始前の届出及び検査)

第13条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

| | |
|---------------|-----|
| 標準処理期間 | 30日 |
|---------------|-----|

| | | |
|-----------|--|--------|
| 備考 | (準用) 第34条 第13条、第19条（第2項第3号及び第7号を除く。）、第20条から第22条の2まで、第23条及び第24条の3（第7項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | |
| | 第13条第1項 | 厚生労働大臣 |
| | | 都道府県知事 |
| | 略 | |

(市又は特別区に関する読替え等)

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において準用する第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

| | | | |
|-------|-----------|---------|-------|
| 設定年月日 | 平成28年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |
|-------|-----------|---------|-------|